

## [事案 30-87] 契約解除取消請求

・平成 31 年 2 月 22 日 裁定不調

### <事案の概要>

募集人の不告知教唆等を理由として、告知義務違反による解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

被保険者ががんと診断されたので、平成 29 年 4 月に代理店を通じて契約した医療保険（契約①）のがん特約にもとづき、がん給付金を請求したところ、通院歴について告知義務違反があったことを理由として、契約①および同時期に契約した定期保険（契約②）を解除されるとともに、給付金の支払いも拒否された。しかし、以下の理由により、契約①②の告知義務違反による解除を取り消して、入院・手術給付金および死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)告知時、被保険者が募集人に、健康診断で糖尿病の気があると言われ、服薬し、かかりつけ医がいてたまに通院していることを伝えたところ、「聞かなかったことにする」と言われたので、告知書には記入不要と考え、「いいえ」に丸をした。
- (2)募集人から、告知に際しての注意事項や、持病等があれば契約できないことの説明は受けていない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約前、募集人は申立人から、被保険者が「健康診断で糖尿病の気があると言われた」と聞いたので、服薬・通院・糖尿病以外の持病の有無を質問したところ、いずれも申立人が否定したので、「聞かなかったことにする」と発言した。
- (2)告知の重要性は、注意喚起情報、告知書表紙の注意書きを用いて説明したうえで、ありのまま、正確にもれなく告知することを要請した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、告知義務違反とされた通院歴の不告知について募集人が教唆を行ったとは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)告知に際し、募集人が、申立人や被保険者とのやり取りの中で健康状態に関わる情報を聞いていたにもかかわらず、「聞かなかったことにする」と発言したことで、結果として告知義務違反が誘発された可能性は否定できず、この発言は問題があった。
- (2)募集人が、被保険者から告知事項に関わる情報を聞いていたのであれば、約 70 歳という被保険者の年齢も考慮すれば、告知事項を丁寧に説明し、漏れなく、正確に告知をしてもらうよう被保険者に促すべきであった。